

議案第 87 号

指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

記

- 1 施設の名称 清水町社会体育施設（清水町体育館、清水町農業研修会館、清水町柔道場、清水町体育館前パークゴルフ場、清水町民野球場、清水町有明公園多目的広場）
- 2 指定管理者 清水町字清水第 4 線 59 番地
特定非営利活動法人 清水町体育協会
会長 安田 薫
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで